

IV-7-(2) 学校いじめ防止基本方針

「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立内野小学校

1 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、いじめ防止対策推進法制定の意義や、国及び福岡県及び飯塚市の方針に沿って、「内野小学校いじめ防止基本方針」を策定することによって、いじめ問題への取組の一層の強化を図り、学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにする。

2 「学校いじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校いじめの問題に対する考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、対象となる個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的な部分を排除し、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

② いじめの問題に対する考え方

ア いじめを防止するには

いじめ防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見と取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を図っていく。

また、いじめを防止するために、子ども達を取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という意識を持つことが必要である。さらに、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

イ いじめが解消された状態とは

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが『解消している』状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

条件1：被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月以上継続していること。

条件2：被害者が心身の苦痛を受けていないこと。被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認し、いじめが解消している状態に至った後も日常的に注意深く観察する必要がある。

ウ いじめの認知数が零であった場合

毎月、教育委員会に報告する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する

調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐ。そのことにより、認知漏れがないかを確認する。

(2) 組織（いじめ問題対策委員会）の設置

ア 構成員

組織の名称		いじめ問題対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名・役割
		校長		いじめの判断・対応方針決定
		校長		通報の窓口、外部組織等の対応
		教諭	かしこい子部	教務担当
		教諭	やさしい子部	人権・同和教育担当
		教諭・講師		いじめ事案の該当担任
	外部専門家等	スクールカウンセラー	筑穂中学校	教育相談
		スクールサポーター	福岡県飯塚警察署	重大事態発生時の対応

イ 役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成の中核となる。
- いじめの相談や通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集、報告、共有を行う。
- いじめを察知した場合には、迅速な管理職への報告、教職員間の情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。（担任や一部の教職員のみで抱えることなく、この組織が中核となって判断や対応を行う。）
- 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について検証を行う。
- 校内いじめ問題対策委員会は、月1回以上開催する。

(3) 関係機関との連携

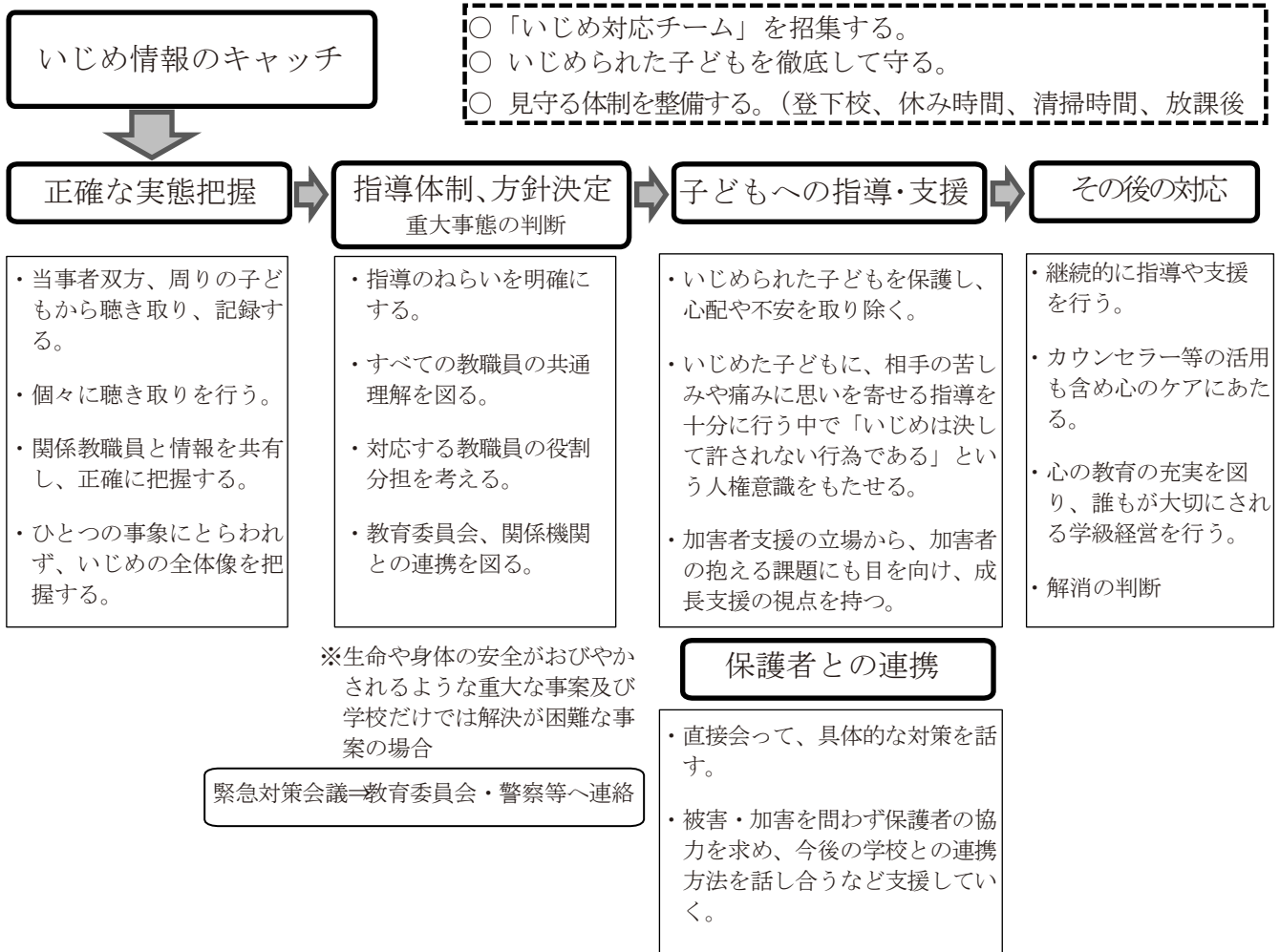
- 事案が発生した場合、直ちに飯塚市教育委員会に報告する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」（月例報告）の様式7で連絡する。
- 警察、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

(4) 報告体制

- いじめの早期発見においては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとするため、児童生徒や保護者からの訴えやアンケート調査等で、いじめではないかと思われる事象に関しては、迅速かつ適切に対応する必要がある。

報告については、いじめではないかと判断したものは校長をはじめとして関係職員に報告し、校長のリーダーシップのもと、校内いじめ問題対策委員会が中心となって、いじめられた児童生徒の支援等を迅速かつ適切に行う。また、校長等の管理職は、いじめの状況や問題への対応の経緯について、速やかに教育委員会に報告するとともに、状況に応じて関係諸機関との連携を図る。

いじめ対応の基本的な流れ



(5) 教員研修

- 学校のいじめ防止基本方針の共通理解を年度当初に行い、いじめ防止等の対策に関する研修会を、年間を通して随時実施する。

※ 年間計画参照

(6) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組【取組の実施組織・年間計画】

ア いじめの防止の取組

- ・ 生徒指導の視点に立つ授業づくりを進める。ここでは、自己指導能力を育てる視点から、①児童に自己存在感をもたせること②共感的人間関係を育成すること③自己決定の場を設けていることの3点に留意し授業改善を進める。また、カウンセリング・マインドに立つ教師の姿勢・態度を重視する。
- ・ 児童の発達段階に応じて、生命に対する畏敬の念を培うとともに、生命尊重や思いやりの心を育てる。また、いじめを生まない、見逃さないなどの心を育てる。
- ・ いじめ問題をはじめ学級の諸問題を学級の力で解決していく力を育てる。
- ・ 児童の存在感や連帯感を高めるために、縦割り活動（ピア・サポート活動）と学校行事の連携を図る。

- ・ 全児童に向けた校長等による命の大切さやいじめに関する話を学期はじめに実施する。
- ・ 思いやりのめあての交流、人権標語・作文などの取組を通して「いじめ撲滅」の意識を高める。

イ いじめの早期発見の取組

- ・ 日頃から些細な兆候を見逃さず、早い段階からの確な関わりを持つなど、いじめを積極的に認知する姿勢を持って児童の実態把握に努める。
- ・ 相談ポストの設置及び活用を通していじめの早期発見に努める。
- ・ 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組を進める。
- ・ いじめの疑いがある場合やいじめを認知した場合は、管理職及びいじめ問題対策委員会に報告する。
- ・ 「いじめアンケート」を毎月行い、気にかかる事案の場合は教育相談を行う。
- ・ 「学校生活アンケート（いじめに特化した無記名アンケート）」を学期1回程度実施し、気にかかる事案の場合は教育相談を行う。
- ・ いじめアンケートの結果を持ち寄ったいじめ問題対策委員会（児童の実態交流会：全職員）を実施し、問題が生じている場合は、その対応策について協議する。
- ・ 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、関係機関との連携を図る。
- ・ 教育相談週間を学期に1回程度行う。
- ・ 年間計画を作成する。

ウ いじめの対処への取組

- いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。
 - ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
 - ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
 - ③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
 - ④ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
 - ⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。
- 学校においていじめ等に関係した重大な事件が発生した場合に備え、事件の真相究明やその後の対応等が迅速かつ適切に行えるように対策チーム等の設置等を想定した危機管理マニュアルを作成する。

(7) ネット上のいじめの対応

- 「ネット上のいじめ」については、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速な対応を行うとともに、情報モラルの指導や、保護者への啓発活動を行い、「ネット上のいじめ」を許さない学校づくりを家庭や地域と共に行っていくことが必要である。また、子どもの人権尊重という観点からも、子どもたちが安心して学べる環境作りを進めることが重要である。そのために、高学年を中心にゲーム、携帯電

話やスマートフォンなどのインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の例、対応方法などを学習させる。また、保護者と学ぶ規範意識育成事業を内野っ子祭りの日などに計画し、保護者への啓発を図っていく。

(8) 教育相談体制

- いじめ問題に関する相談期間を設定する。
- いじめ問題の対応において、筑穂中学校のスクールカウンセラーを活用する。
- P T A総会等において、子どもホットラインの相談窓口を周知する。

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- P T A総会、学級懇談会において、学校いじめ防止基本方針等の説明・周知を行う。
- 学期に1回、いじめに特化したチェックリストの配布を行い、いじめの早期発見に努める。

(10) 取組状況の評価

- いじめ問題に関して「いじめ問題に関する適切な認識と教職員の共通理解」「いじめを生まない環境や集団づくり」「早期発見・早期対応」を観点とした評価表を作成し、学期ごとに評価し、改善に活かす。

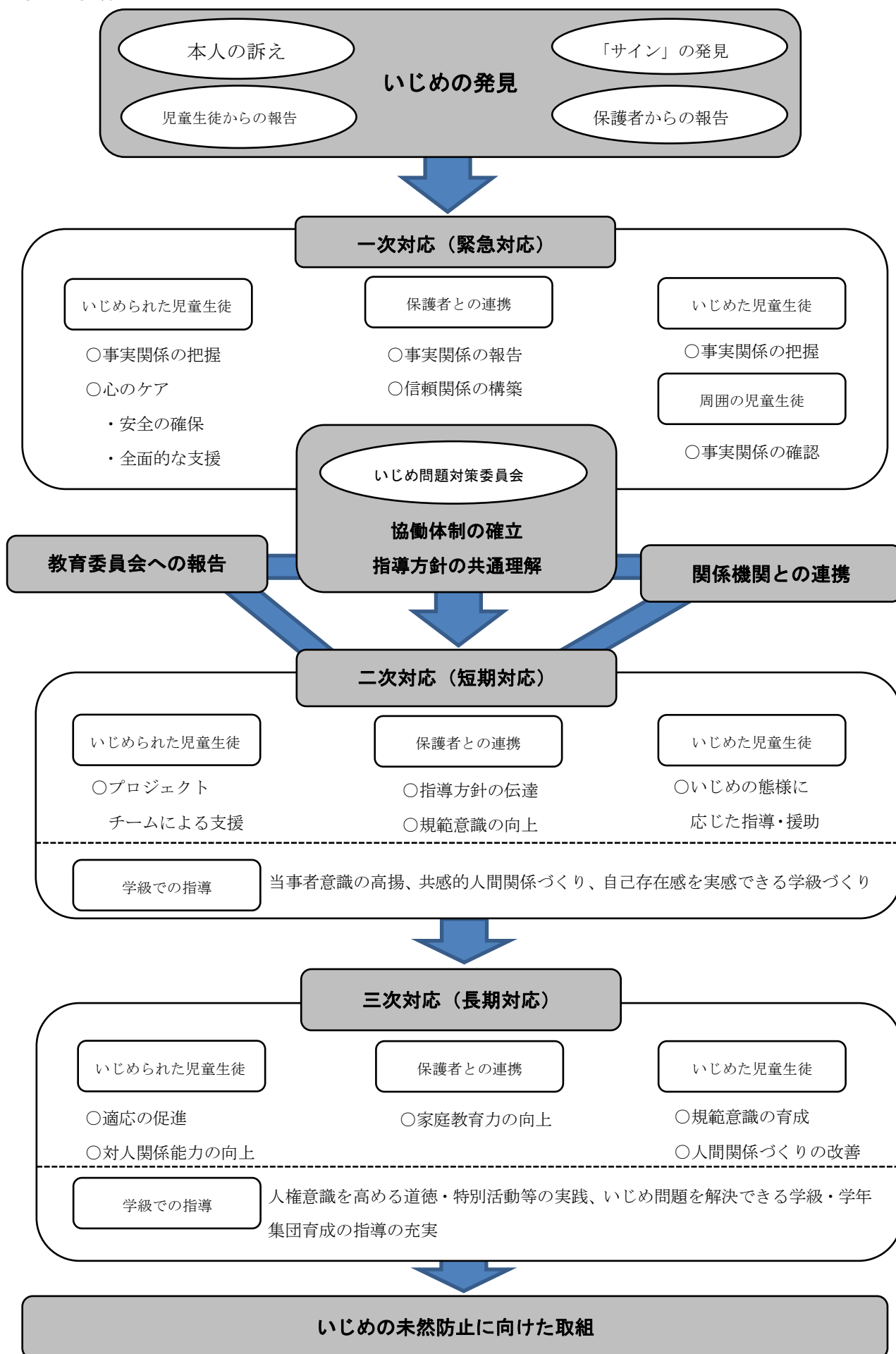
(11) 学校評価・教員評価

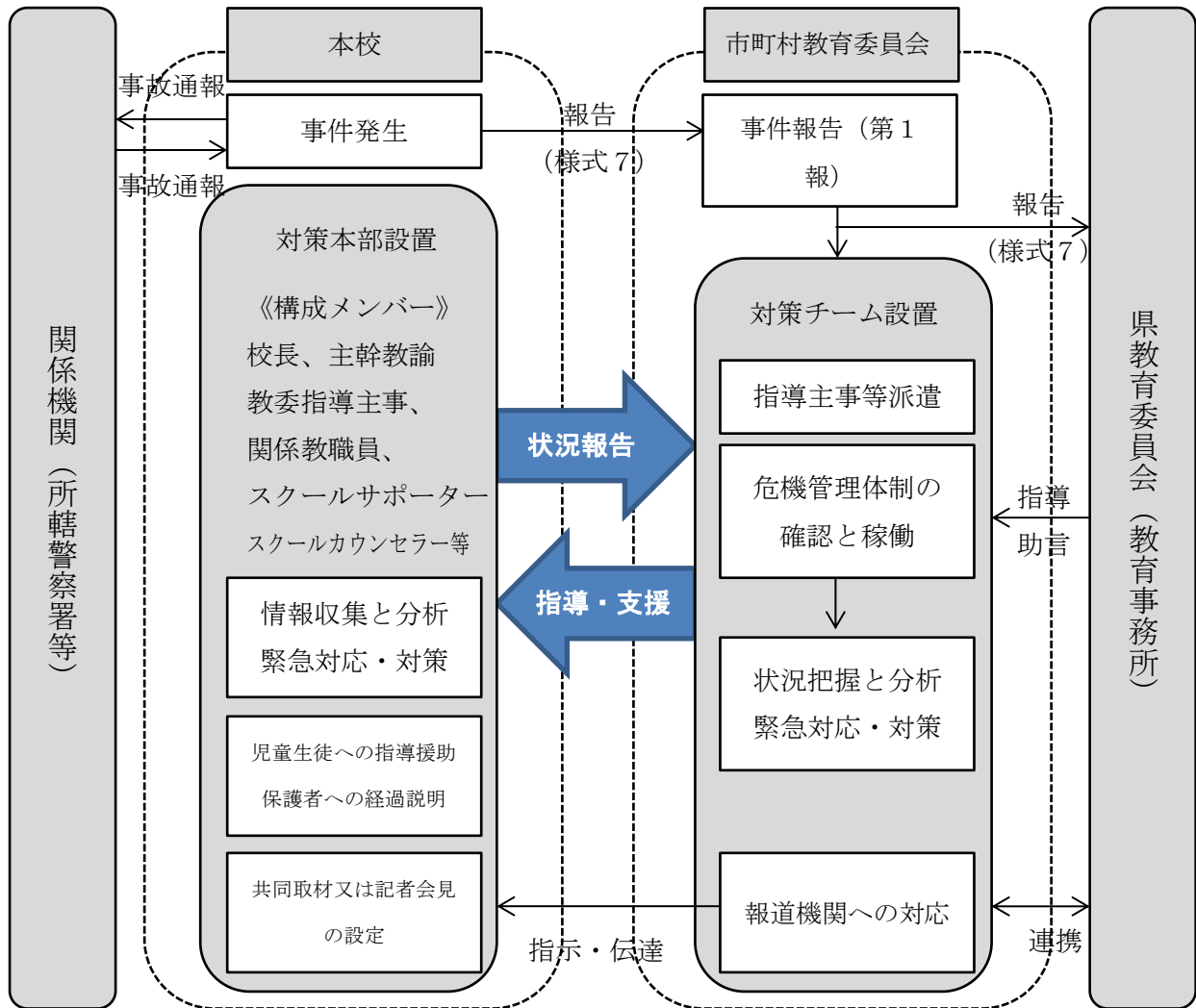
- いじめ問題に関する観点「いじめ問題に関する適切な認識と教職員の共通理解」「いじめを生まない環境や集団づくり」「早期発見・早期対応」等を盛りこんだ評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を行い、その結果を公表する。

・ 年間計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度) (●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する教育活動 の推進 (●年間)	評価・分析 の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」 の児童・保護者への周知 ◇「いじめアンケート」の調査 ●相談ポスト	* 校内いじめ問題対策委員会 ・「いじめの認知」と「いじめの防 止」の職員研修	●いじめを生まない教育活 動の推進	
5月	◇「いじめアンケート」の調査 ・アンケートをもとにした個人面談	* 校内いじめ問題対策委員会 ・児童生徒理解のための職員会議		
6月	◇学校生活アンケート(いじめに特化し た無記名アンケート)調査(※学期に1 回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	* 校内いじめ問題対策委員会	・家庭・学校において、い じめ撲滅への啓発・早期発 見のため「保護者用いじめ チェックリスト」の配付	
7月	◇「いじめアンケート」の調査	* 校内いじめ問題対策委員会		
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ児童 生徒理解の研修会		・1学期の 取組を評 価・分析
9月	◇「いじめアンケート」の調査 ・アンケートをもとにした個人面談	* 校内いじめ問題対策委員会		
10月	◇「いじめアンケート」の調査	* 校内いじめ問題対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期 発見のため「保護者用いじめ チェックリスト」の配付	
11月	◇学校生活アンケート(いじめに特化し た無記名アンケート)調査(※学期に1 回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	* 校内いじめ問題対策委員会		
12月	◇「いじめアンケート」の調査	* 校内いじめ問題対策委員会	「いじめ早期発見・早期対 応リーフレット(家庭向 け)」の配付	・2学期の 取組を評 価・分析
1月	◇「いじめアンケート」の調査	* 校内いじめ問題対策委員会	・いじめ問題への保護者等 向け研修会等の開催	
2月	◇学校生活アンケート(いじめに特化し た無記名アンケート)調査(※学期に1 回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	* 校内いじめ問題対策委員会		・年間の取 組を評価・ 分析
3月	◇「いじめアンケート」の調査	* 校内いじめ問題対策委員会		

○対応の手順





重大事案の場合は、事件・事故発生後、速やかに市町村委員会に電話等で連絡する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」(月例報告)の様式7で連絡する。

いじめ防止対策推進法において「重大事案」は、以下のように定義されている。

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※心身又は財産に重大な被害が生じたとは

- 児童が自殺により命を落とした場合および自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品を要求されるなど、身体以外に重大な被害を被った場合